

東京都在宅療養推進基盤整備事業実施要綱

平成26年12月18日26福保医政第1370号

改正 平成27年3月18日26福保医政第1955号

第1 目的

この要綱は、地域包括ケアシステムにおける在宅療養について都民の理解を深めるとともに、医療と介護が連携し、ICTネットワークの活用等により効果的に情報を共有し、在宅療養患者を支える体制を構築するための公益社団法人東京都医師会及び地区医師会の取組を促進することにより、多職種連携体制の強化を図り、もって、地域における在宅療養推進基盤の整備に資することを目的とする。

第2 実施方法

- 1 第3の1に掲げる事業については、公益社団法人東京都医師会に委託して実施する。
- 2 第3の2に掲げる事業については、公益社団法人東京都医師会に対し、必要な経費を予算の範囲内で補助することにより実施する。

第3 事業内容

実施する事業は、次に掲げる事業とする。

1 多職種連携連絡会等

(1) 多職種連携連絡会

地域包括ケアシステムの推進に向け、多職種が一堂に会し、各地域で連携して在宅療養患者を支える体制を整備するために必要な方策の検討を行う場として、以下の内容に関する連絡会を開催する。

ア 第3の2で実施する多職種ネットワーク構築事業に係る地区医師会に対する技術的助言、進行管理、方策の検証、普及啓発、地域の拡大に資する取組等に関する検討

イ その他多職種連携に関する検討

(2) 在宅療養普及啓発

地域包括ケアシステムにおける在宅療養について、都民の理解を深めるための普及啓発を実施する。

2 多職種ネットワーク構築事業

医療と介護の関係者が、ICTを活用し効果的に情報を共有しながら、連携して在宅療養患者を支えるネットワーク体制を構築する。

(1) 別表に定める補助対象団体（以下「補助対象団体」という。）が行うICTの導入及び拡充に係る方策の検討への支援

(2) 補助対象団体が行うICTを活用した多職種連携体制の構築への支援

(3) 補助対象団体に対する多職種ネットワーク構築事業に係る事業周知

第4 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年3月18日から施行し平成27年1月1日から適用する。

別表（第3関係）

1 実施主体	2 補助対象団体
公益社団法人東京都医師会	千代田区医師会 神田医師会 中央区医師会 日本橋医師会 港区医師会 文京区医師会 小石川医師会 下谷医師会 浅草医師会 墨田区医師会 江東区医師会 荒川区医師会 足立区医師会 葛飾区医師会 江戸川区医師会 新宿区医師会 目黒区医師会 世田谷区医師会 玉川医師会 渋谷区医師会 中野区医師会 杉並区医師会 品川区医師会 荏原医師会 大森医師会 田園調布医師会 蒲田医師会 北区医師会 豊島区医師会 板橋区医師会 練馬区医師会 西多摩医師会 青梅市医師会 福生市医師会 あきる野市医師会 昭島市医師会 国分寺市医師会 国立市医師会 東大和市医師会 武蔵村山市医師会 狛江市医師会 小平市医師会 東村山市医師会 清瀬市医師会 調布市医師会 武蔵野市医師会 三鷹市医師会 府中市医師会 町田市医師会 西東京市医師会 東久留米市医師会 稲城市医師会 八王子市医師会 日野市医師会 多摩市医師会 立川市医師会 小金井市医師会